

竹島問題 韓国に口上書

国際司法裁判所に合意求む



●金 韓 公 使
●村 次 官

日本海の孤島「竹島」をめぐる日韓両国間の紛争は一向解決の方
向に達しないので、政府は二十四日の閣議で竹島問題を国際司法
裁判所に付託する方針を決定したが、二十五日午前十一時半農林
外務次官は在日韓国代表部金公使を招き、このむね申入れること
もに付託しつき合意された。口上書を手交した。これに對

し金公使は「本國政府直ちに取次ぐ、回答は指示あり次第お伝えする」と答えたが、従来の経緯からみて韓国側が特別合意書作成に
同意する見通しは薄く、政府としては合意しない場合は韓国に領土の争いがある証左であり、また合意のうえ提訴となった場合はわが国の勝
訴は明らかたとしている。なお外務省では同日正午大要次のように竹島問題の経緯をこう発表した。

日本の抗議を全く無視

竹島の領有権問題の国際司法
裁判所への付託につき韓国政
府に申入れについて

(本文省略)

口上書 (要)

外務省は、在本邦大韓民国代表
部に竹島の領有権問題に關し、次
のとおり申し述べた。

一、日本國政府は、竹島が日本國

領土の不可分の一部であることとを
確信し、これを韓領土なりとする
る大韓民國政府の主張をいしの
公文、特に一九五四年二月十日付
外務省口上書並に第十五号をもつ
て反はくしてきた。しかしながら
大韓民國政府は、日本國政府の見
解を全く無視した。のみならず日
本國政府の嚴重な抗議にもかかわ
らず、大韓民國官民による竹島に
對する侵犯、同島周辺の日本國領

海内における漁業並びに同島に
おける大韓民國領土標識及び灯台
の設置等の不法行為が繰返され、
さらに最近同島の現況調査のため
派遣された日本國巡視船が同島よ
り突然銃撃を受け損害を被るに至
った。

一、本件は國際法の基本原則に照
る領土権の紛争であるので、唯
一の公正な解決方法は、本件紛争
を國際裁判に付託し判決を得ること
と認められる。日本國政
府は、紛争の平和的解決を熱望
し、本件紛争を日本國政府および
大韓民國政府の合意のもとに國際
司法裁判所に付託することをきこ
に提議する。

一、日本國政府は、大韓民國政府
がこの紛争の最終的解決を最も公
正にして權威ある機関、すなわ
ち國際司法裁判所に付託すること
に同意すべきことを確信し、早
急に好意ある回答を寄せられるこ
とを期待する。

一、裁判所の判決のあるまでの期
間、両國政府が事件をこれ以上紛
糾させないためにあらゆる手段を
尽くすことば、最も望ましいことと
考えられる。よつて、外務省は、
日本國政府が竹島およびその周辺
において困難な事件の発生を防止
するための共同の暫定措置につい
て大韓民國政府と協議する用意が
あることを同代表部に通報する。

●竹島問題
の発端

竹島は史実からみて古来日本國領土
の一部であることは明白であり、
國際法上もこれに何らの疑念をは
さむ余地は存しない。この竹島に
韓国が領有権を主張したのは、昭
和二十七年(一九五二年)一月十
八日、李承晩韓國大統領がいわゆる
李ラインに關する宣言を行い、
同ラインの中に竹島をとり込んだ
ことに端を発している。

日本國政府は隨ち、この李ライン
の設定について抗議した。これに
對して韓国側は二月十二日、終戦
後連合國軍最高司令官の覚書によ

りいわゆるマッカーサーライン
外に同島が置かれた事実を指摘し
て、これらの事実は同島に對する
韓国の要求に同意し、これを確認
するものであると主張して来た。

しかしこれらの総司令官の覚書に
はこれらの措置は國家統治權、國
際的境界または漁業權の最終的決
定に關する連合國の政策の表明で
はないことをはっきり断つてい
るのである。ならん根拠がないこ
とは明らかであり、わが方は右の
点を同年四月二十五日に指摘して
その主張を反はくした。

●平和条約の発効と韓国側の不法
行為(一) 同年四月二十八日平
和条約が発効したことに伴ひ、竹
島にはわが國の行政權も及びおよ
ぶことになった。しかし同年七月
二十六日米軍行政協定に基き、日
米軍の演習場としてこれを提供し
たので、日本國民が同島を實際に
は利用できなかった。右演習場指
定は第三十八年(一九五三年)三
月十九日解除された。

(ロ)しかるに、右指定解除後の
五月二十八日、島根県の水産試験



船が竹島付近に赴いたと云う、韓国政府に対してはそのつど文書をもって嚴重抗議し、不法行為の防止方を要求したが、韓国側はい

さきかもこれに応じなかった。竹島領有の根拠に関する文書の往復(略)

実際上の措置からみても、樺太合部覚書と平和条約との間には関係がないことを明らかにしている。

一、竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代将軍家光時代、幕府から米子の町人大谷村川向家に対して竹島の支配が許され、豊後島に渡航の際には常にこの島が中継寄地として利用されるときも、同島において漁業も

確認が行われ、さらに、明治三十八年二月二十二日の島根県告示によって國家の領有の意思の公示が行われた。これは国際法上の公示の要件を満たしている。

一、韓国側は最近でこそ竹島の領有を問題としているが、明治三十八年の竹島の島根県編入前後において、竹島を韓国領とは考えてい

古くから日本の領土

史実・文献はかく証明する

竹島に関する一九五三年九月九日付韓国政府の見解に対する日本国政府の反はく(要旨)

一、韓国側の主張する文献や事実の引用は正確であり、またこれに対する解釈も誤解にみちいてる。たとえば

●韓国側は古く竹島が韓国で認知されていた証拠として『世宗実録』にある『東國輿地勝覽』に

ある金自周の調査した三峰島というのがいずれも今日の竹島であると主張しているが、この三峰島や干山島が今日の竹島であるというところは論証していない。しかも『東國輿地勝覽』にある金自周の記述というのは『成宗実録』の誤りである。韓国側は竹島が『独島』の名で韓国人の間に知られていたとも称しているが、韓国の古文獻、古地図にはこの事例を見出せない。

●省略

●韓国側は竹島が朝鮮で所有され

ていた証拠であるとして(イ)一九〇六年に豊後島郡守北沢は

『本郡に所屬する島である独島』と報告している(ロ)中井三郎は竹島を朝鮮の領土の一部として日本農務省に対して当時の朝鮮政府から同島を借りる許可をうるよう申請した(ハ)細柳湖はその論文で竹島が朝鮮領土の東境であると述べている(ニ)『朝鮮沿海水路誌』では竹島を豊後島の付島とみなしている(ホ)一九〇四年十一月、軍艦対馬は豊後島住民の多数が毎年竹島に上陸し付近で漁業に従事していることを報告している(ヘ)日本国民が調査した朝鮮漁業の『調査』において、竹島は朝鮮に属する島として言及しているなどのことをあげている。しかし右はいずれも文献や事実の引用が正確でなく、韓国側主張の根拠となるものではない。

●省略

●韓国側は平和条約の領土原則は

一九四六年(昭和二十一年)二月二十

九日付SCAPIN第六七七号に基く連合國最高司令官の行政権停止措置を、実質的变化を加えることなしに撤消したものであることを示している。しかし、すでに一九五二年(昭和二十七年)十二月五日付總司令部覚書によって、前記SCAPINによって日本政府の行政権が停止されていた南西諸島中の北緯三〇度と三九度の間の島々が日本政府の行政権下に復し、また一九五三年(昭和二十八年)二月には、奄美群島の行政権も日本側に返還された。さらに残りの南西諸島および朝鮮半島の南の南方諸島、沖の島、南島島に対して、日本に『残存主権』のあることが明らかにされている。同じく前記SCAPINによって行政権の停止された離群島についても日本が平和条約に基いて権利、権限および請求権を放棄すべき島列島の中に含まれていないとの見解が、サンフランシスコ会議においてタレス米全權によって明らかにされている。以上の事実

は、竹島が古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代将軍家光時代、幕府から米子の町人大谷村川向家に対して竹島の支配が許され、豊後島に渡航の際には常にこの島が中継寄地として利用されるときも、同島において漁業も

【京城二十五日外電】AFP特約】韓国の外務部当局では二十五日、日本が竹島問題に国際裁判所に提訴するであろうという報道は少しも関心を示しておらず、一当局者は日本の行動を中止のサトと韓国はこのような提訴に同意しないだろうと次のように述べた。

また裁判行為を韓国が拒否するため失敗に終るだけのものである。このような日本の行為はすでに悪化している日韓間国内の関係をさらに悪化させ、行詰っている日韓合議再開の可能性の希望を失わせるものである。

韓国、応訴すまい

外務部の一当局者語る

確認が行われ、さらに、明治三十八年二月二十二日の島根県告示によって國家の領有の意思の公示が行われた。これは国際法上の公示の要件を満たしている。

一、韓国側は最近でこそ竹島の領有を問題としているが、明治三十八年の竹島の島根県編入前後において、竹島を韓国領とは考えてい